



2025年6月9日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ウ ィ ザ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 生 駒 富 男
(コード：東証スタンダード市場・9696)
問 合 せ 先 常務取締役 統括支援本部長 赤 川 琢 志
電 話 番 号 06-6264-4202

会 社 名 株 式 会 社 N S S K - J 1
代 表 者 名 代 表 取 締 役 津 坂 純

**株式会社NSSK-J1による株式会社ウィザス（証券コード：9696）の
株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社NSSK-J1は、本日、株式会社ウィザスの株券等を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社NSSK-J1（公開買付者）が、株式会社ウィザス（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025年6月9日付「株式会社ウィザス（証券コード：9696）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 株 式 会 社 N S S K - J 1
代 表 者 名 代 表 取 締 役 津 坂 純

株式会社ウィザス（証券コード：9696）の株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 NSSK-J1（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 6 月 9 日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している株式会社ウィザス（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（本新株予約権（下記「（2）買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。以下同じです。）の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者株式を非公開化するための一連の取引の一環として、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

公開買付者は、サービス業を営む会社等に対する投資事業を主たる事業目的として、2025 年 4 月 1 日に設立された株式会社であり、本日現在においてその発行済株式の全てを株式会社 NSSK-J2（以下「公開買付親会社」といいます。）が所有しております。公開買付親会社は、2025 年 4 月 1 日に設立された株式会社であり、公開買付者の株式を所有することを主たる目的としており、その発行済株式の全てを、株式会社日本産業推進機構（以下「NSSK」といいます。）及びそのグループ会社（以下「NSSK グループ」といいます。）が管理し又はサービスを提供している NSSK III (United) Investment L.P. が所有しております。また、NSSK III (United) Investment L.P. は、NSSK グループが管理し又はサービスを提供している日本産業推進機構 3 号投資事業有限責任組合及び NSSK III (INTL) Investment L.P. から本公開買付けに要する資金を調達し、公開買付者に対して出資することとしております。

なお、本日現在、公開買付者、公開買付親会社、NSSK、NSSK III (United) Investment L.P.、日本産業推進機構 3 号投資事業有限責任組合及び NSSK III (INTL) Investment L.P. は、対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

今般、公開買付者は、2025 年 6 月 9 日、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て（本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者を完全子会社化するための一連の取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025 年 6 月 9 日、スイスアジア・フィナンシャル・サービスズ・ピーティーイー・エルティーディー（以下「スイスアジア・フィナンシャル・サービスズ」といいます。）との間で応募契約（以下「本応募契約（スイスアジア）」といいます。）を締結しております。スイスアジア・フィナンシャル・サービスズによれば、スイスアジア・フィナンシャル・サービスズは、対象者の第 1 位株主である Global ESG Strategy（所有株式数：1,334,400 株、所有割合（注 1）：14.62%）及び対象者の第 4 位株主である Global ESG Strategy2（所有株式数：472,100 株、所有割合：5.17%）（以下、Global ESG

Strategy 及び Global ESG Strategy2 を「GES ファンド」と総称します。)との間で投資一任契約を締結しており、GES ファンドの投資権限を委任されているとのことです。公開買付者と、スイスアジア・フィナンシャル・サービスは、本応募契約(スイスアジア)において、GES ファンドが所有する対象者株式(所有株式数:1,806,500株、所有割合:19.79%) (以下「本応募株式(スイスアジア)」(注3)といいます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

(注1) 「所有割合」とは、対象者が2025年5月13日に公表した「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(10,140,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(1,096,506株)を控除した株式数(9,043,494株)に、対象者から本日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権(861個(注2))の目的となる対象者株式の数(86,100株)を加算した株式数(9,129,594株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。以下同じです。

(注2) 公開買付者が、対象者から本日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権の内訳は以下のとおりです。なお、目的となる対象者株式の数は、第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権(第1回乃至第3回新株予約権については、下記「(2) 買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。)のいずれも1個につき100株です。

新株予約権の名称	個数	目的となる対象者株式の数
第1回新株予約権	260個	26,000株
第2回新株予約権	359個	35,900株
第3回新株予約権	242個	24,200株

(注3) 対象者が2024年11月13日に提出した第49期半期報告書(以下「対象者半期報告書」といいます。)の「第一部【企業情報】」の「第3【提出会社の状況】」の「1【株式の総数等】」の「(5)【大株主の状況】」(2024年9月30日現在)によれば、スイスアジア・フィナンシャル・サービスから2024年8月28日付で大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、対象者として、2024年9月30日における実質所有株式数の確認ができないため、スイスアジア・フィナンシャル・サービスは当該「大株主の状況」に含まれておりません。そのため、公開買付者がスイスアジア・フィナンシャル・サービスから2025年6月9日に直接報告を受けた対象者株式の数と所有割合を記載しております。なお、本プレスリリース中の対象者の株主の順位は、上記の対象者半期報告書に係る記載と、対象者の株主から直接報告を受けた対象者株式の数を参照の上、所有割合が大きい順に記載したものです。以下同じです。

また、公開買付者は、2025年6月9日、①対象者の創業者かつ相談役である堀川一晃氏(所有株式数:221,000株、所有割合:2.42%)、②対象者の第2位株主であり堀川一晃氏が代表取締役を務める株式会社ヒントアンドヒット(所有株式数:653,000株、所有割合:7.15%)、③堀川一晃氏の長男であり、対象者の第5位株主かつ対象者の執行役員である堀川直人氏(所有株式数:468,200株、所有割合:5.13%)、④堀川一晃氏の次男であり、対象者の第6位株主である堀川明人氏(所有株式数:466,000株、所有割合:5.10%)及び⑤堀川一晃氏の配偶者である堀川美佐子氏(所有株式数:20,000株、所有割合:0.22%)との間でそれぞれ応募契約を締結し、その所有する対象者株式の全て(合計1,828,200株、所有割合:20.02%) (以下「本応募株式(創業家)」といいます。)について本公開買付けに応募する旨の合意を得ております(本応募株式(スイスアジア)及び本応募株式(創業家)の合計は、3,634,700株(所有割合:39.81%)です。)

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

- (1) 対象者の名称
株式会社ウィザス

(2) 買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

- (1) 2015 年 6 月 25 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 1 回株式報酬型新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2015 年 7 月 25 日から 2035 年 7 月 24 日まで）
- (2) 2016 年 6 月 24 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 2 回株式報酬型新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2016 年 7 月 26 日から 2036 年 7 月 25 日まで）
- (3) 2017 年 6 月 23 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 3 回株式報酬型新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といい、第 1 回新株予約権、第 2 回新株予約権及び第 3 回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）（行使期間は 2017 年 7 月 24 日から 2037 年 7 月 23 日まで）

(3) 買付け等の期間

2025 年 6 月 10 日（火曜日）から 2025 年 7 月 22 日（火曜日）まで（30 営業日）

(4) 買付け等の価格

① 普通株式 1 株につき、金 3,237 円

② 新株予約権

- (1) 第 1 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
- (2) 第 2 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
- (3) 第 3 回新株予約権 1 個につき、金 1 円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	9,129,594（株）	5,958,100（株）	－（株）
合計	9,129,594（株）	5,958,100（株）	－（株）

(6) 決済の開始日

2025 年 7 月 30 日（水曜日）

(7) 公開買付代理人

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2025 年 6 月 10 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースに記載されている情報には、公開買付者、対象者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者が現時点で把握可能な情報から判断した公開買付者の現時点における見通しに基づくものであり、実際の結果は、多様なリスクや不確実性により、公開買付者の見通しとは大きく異なる可能性があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表等は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。